

吉川市告示第 29号

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業における建設発生土搬入事業者を次のとおり公募選定するので、公告する。

令和5年2月1日

吉川市長 中原恵人

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業における建設発生土搬入事業者選定に係る募集要項（第6回）

I 募集内容について

1 趣旨

吉川市では、平成29年6月23日に越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業の事業計画を決定しました。

土地区画整理事業に伴う土地の造成に当たり、良質な建設発生土（以下「発生土」という。）の受入れを行うこととなったため、公募型方式により発生土の搬入事業者の選定を実施するものです。

2 発生土搬入場所等の概要

(1) 搬入場所

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内

(2) 搬入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。ただし、搬入地内の工事状況により搬入期間が変更となる場合があります。

(3) 搬入時間

原則として、搬入時間は午前8時30分から午後4時30分までとし、正午から午後1時までには受入を行いません。ただし、搬入経路の所轄警察等関係機関からの指示により変更となる場合があります。

(4) 搬入停止日

原則として、搬入停止日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条の休日及び12月29日から翌年の1月4日までとします。ただし、土曜日については別

途協議により受入れを行います。

なお、天候等の事情により受入れを中止する場合は別途連絡するものとします。

(5) 搬入受入量

100,000 m³

(6) 搬入制限

搬入状況により、1日当たりの搬入量を制限する場合があります。

(7) 搬入料金

1 m³当たりの単価は300円（不課税）とします。

3 発生土品質基準及び受入土量

(1) 土質試験

ア 発生土の地山状態のコーン指数は $q_c \geq 400 \text{ kN/m}^2$ とします。

また、一般財団法人土木研究センター発行の「第4版 建設発生土利用技術マニュアル」に規定されている第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3b種建設発生土とします。

イ 発生土に礫が混入する場合の最大粒径は100mmとし、径が37.5mm以上のものの混入率40%以下とします。

ウ コンクリートガラ等の産業廃棄物及び産業廃棄物混じり土の搬入は禁止とします。

エ 吸水性の大きい土及び土質改良を伴う土砂の搬入は原則として禁止します。

オ 試料採取頻度は次のとおりとします。

(ア) 申込みの際の予定土量に関わらず、1つの搬出場所につき1回以上とします。

(イ) 土質（地層）の区分ごとに1回以上とします。

(ウ) 同一土質区分においては、5,000 m³ごとに1回とします。

(エ) その他、現場立会において協議・指導を行う場合があります。

(2) 土壌試験

ア 土壌分析の実施項目及び基準値は様式集に定めるところによります。

イ 試料採取頻度は次のとおりとします。

(ア) 申込みの際の予定土量に関わらず、1つの搬出場所につき1回以上とします。

(イ) 土質（地層）の区分ごとに1回以上とします。

(ウ) 同一土質区分においては、5,000 m³ごとに1回とします。ただし、対象地

が明らかに汚染のおそれがない場合は、協議の上、最上層部からの試料採取のみとすることができます。

(エ) その他、現場立会における協議・指導を行う場合があります。

(3) 受入土量

原則として、1現場10,000m³以上見込めることとします。また、申請者は、年間計画総土量100,000m³以上の搬入計画があることとします。また、直接搬入を原則とします。

4 留意事項

(1) 搬入申込

搬入事業者として選定された者は、決定後に改めて発生土の搬出場所ごとに搬入申込（以下「搬入申込」という。）をするものとします。

(2) 搬入整理券の確認

発生土の搬入に当たっては、搬入車両1台ごとに事前に配布する搬入整理券を確認するので、搬入時には必ず所持させてください。また、搬入整理券は、申請事業者が作成するものとし、あらかじめ市の受付印を押印したものを使用してください。

(3) 搬入経路

発生土の搬入に当たっては、あらかじめ指定した経路を通行してください。

(4) スtockヤードについて

原則として、Stockヤードへの発生土の仮置きはできません。ただし、施工上やむを得ない場合は、Stockヤードの位置等を確認した上で使用を許可します。

(5) 運搬業者

発生土の運搬は申請事業者又は、搬出現場毎の施工体制台帳に記載された会社が実施してください。

(6) 運搬時の注意

ア 積載物が飛散、流出、落下等しないよう十分な措置を講じる等道路交通法規、埼玉県条例等を遵守してください。

イ 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地区の地区外における公道の保全責任及び車輛の交通安全責任は搬入事業者が負うものとします。

ウ 搬入車両は埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）に適合し

たものとし、あらかじめ市に登録してください。また、搬入車両の積載量は10 t以下、荷台枠の高さは60 cm以下とし、差枠車及び高枠車は使用できません。

(7) 搬入時の注意

ア 搬入場所での係員による検査の結果、不相当（土質確認）又は持ち帰り（台数、時間等制限）の指示があった場合は直ちに退去してください。

イ 搬入整理券及びステッカーに指示事項の記載がない場合は搬入できません。

ウ 搬入場所では係員の指示に従ってください。

(8) 関係機関との協議

発生土の搬入に当たり警察署その他関係機関との協議が必要となる場合は、申請事業者が行ってください。

(9) 現地調査の立会い

搬入申込の後に実施される搬出場所の現地調査での立会いを求めることがあります。

(10) その他

ア 搬入車両に過積載があった場合、搬入申込に虚偽の記載があった場合、搬入整理券の不正使用があった場合又は受入条件に反する行為があった場合には、当該申込に関わる発生土の搬入を停止するとともに、他の搬出場所からの搬入も停止するものとします。

イ 発生土の土質に明らかな変化が見られた場合は、速やかに市に連絡するとともに再度土質試験を実施してください。なお、搬入場所において土質の変化が確認された場合は、異常がないことが確認できるまで搬入を中止するものとします。

また、誤って不良土を搬入した場合は、申請事業者の責任において撤去するとともに、既に搬入した発生土の全てを、市が指定する選別機にて選別作業を実施してください。それら費用は全て申請事業者の負担とします。

ウ 搬入場所において、発生土から市が規定する有害物質が検出された場合は、法令等の規定に基づき、汚染土の処理を実施してください。

エ 搬入申込の内容に変更が生じる場合には、事前に協議を行ってください。

オ 申請事業者又は搬入事業者として申請する事業者は、直近3年間の造成工事に関連する事業において、近隣市町の行政処分又は指導等の有無について確認を行い、不正又は不誠実な行為をしたことが判明し、建設発生土請負契約の相手方として不相当であると認められる場合は、申請を受理することはできません。

カ 建設発生土の受入れは平成29年度から実施しており、宅地造成土の土質分類による粒度の均一化及び盛土工事による施工管理のため、土質材料の工学的分類体系による土質材料区分に定める小分類【SF】に類する材料を優先的に受け入れることとします。

キ 状況により、搬入受入量が100,000m³に満たなくても、搬入の承諾をした受入量を減じ、又は搬入の承諾を取り消す場合があります。この場合において、申請事業者又は搬入事業者に損害が生じても賠償を請求することはできません。

II 参加手続について

1 参加資格

公募に参加できる者は、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人、区画整理組合、再開発組合等から事業受注した元請事業者又はその一次下請け事業者のうち、次の条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を含む。）であること。
- (3) 次のいずれかに該当するとして国等から指名競争入札参加者としての指名を停止され、又は警告を受けていないこと。

ア 国等の発注する建設工事等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められること。

イ 国等と締結した請負契約に係る工事（以下「国等発注工事」という。）の施工に当たり、過失により国等発注工事を粗雑にしたと認められること（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。

ウ 国等発注工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により一般工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められること。

エ 国等発注工事の施工等に当たり、契約に違反し、かつ、工事の請負契約の相手

方として不相当であると認められること。

オ 国等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められること。

カ 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、その事故が重大であると認められること。

キ 国等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められること。

ク 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、その事故が重大であると認められること。

ケ 次に掲げる者が国等の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたこと。

(ア) 代表役員等（有資格者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）

(イ) 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(ア)に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）

(ウ) 有資格業者の使用人で(イ)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）

コ 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

サ 国等が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたこと。

シ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

ス 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

セ その他代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

ソ 国等発注工事において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

タ 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他不当な手段を用いて、国等の職員に対して指名、元請業者に対する指導、あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団の構成員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の団体（以下「暴力団」という。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等関わりを持つ者（以下「暴力団関係者」という。）が代表役員等若しくは一般役員等であり、又は経営に事実上参加していること。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に危害を加える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していること。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供与し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

カ 代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたこと。

(5) 次の要件を全て満たすこと

- ア 建設業法第3条第1項の許可を有する事業者であること（土木工事業に限る）。
- イ 過去10年間において、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人等において発注された発生土搬入業務を元請又は一次下請業者として受託した実績を有すること。

2 公募の日程

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 実施要領・参加申込書類の交付 | 令和5年2月1日（水）から |
| (2) 質問書の提出 | 令和5年2月20日（月）まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和5年2月24日（金） |
| (4) 参加申込書類の提出 | 令和5年3月3日（金）午後5時まで |
| (5) 書類審査 | 令和5年3月10日（金） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和5年3月17日（金） |

3 公募の手順

(1) 参加申込書類の交付

公募選定の参加に必要な書類は、市役所窓口又は市ホームページからのダウンロードにより受領してください。

市ホームページ：<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類 次に掲げる書類を各2部提出してください。

- ①参加申込書（様式1）
- ②過去10年間に受託した公共建設発生土搬出業務実績（様式2）
- ③土質調査書（様式3）
- ④土壌分析書（様式4）
- ⑤指名停止を受けていないこと並びに暴力団及び暴力団関係者と関係がないことについての誓約書（様式5）
- ⑥施工体制表

※①、③、④及び⑥は搬出場所ごとに用意してください。また、試験結果の提出が困難な搬出場所については、ボーリング調査結果にて判定するとともに、搬入の2ヶ月前までには③及び④を提出して頂き、搬入可能か判定いたします。

- イ 提出方法 郵送又は持参
- ・郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限必着とします。
 - ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- ウ 提出先 吉川市都市整備部吉川美南駅周辺地域整備課
- 住 所：〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
- 電 話：048-982-9425
- FAX：048-981-5392
- 電子メール：minami-seibi2@city.yoshikawa.saitama.jp
- エ 留意事項 参加申込書類の作成に当たり、市役所において吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地区に関する資料を閲覧することができます。この場合、事前に電話連絡を要するものとします。

(3) 質問書の提出

- ア 提出方法 原則として、電子メールとします。
- メールの件名は「建設発生土搬入事業者選定に関する質問（事業者名）」としてください。
- イ 提出先 アドレス：minami-seibi2@city.yoshikawa.saitama.jp

(4) 質問書に対する回答

- ア 回答方法 吉川市ホームページに掲載します。
- イ 留意事項 この回答は、本募集要項と一体のものとして、要項と同等の効果を有するものとします。また、回答に対する再質問は受け付けられないものとします。

(5) 書類審査

- ア 審査方法 提出された書類に基づき採点するとともに、搬入時期についても加味しながら、採点上位者から順に搬入事業者として選定します。なお、参加者の発生土搬入予定量の合計が搬入受入量に達するまで搬入事業者の選定を行います。
- イ 採点方法 次に掲げる評価項目ごとに定める基準に従い採点し、算出した点数の合計により審査します。

評価項目	基準	配点
(1) 搬入する土の品質	コーン指数：400kN/m ² 以上第3種建設発生土	10
	コーン指数：800kN/m ² 以上第2種建設発生土	7
	第1種建設発生土	5
	ボーリング結果のみ	3
(2) 一ヶ月に搬入する計画土量	20,000m ³ 以上	10
	10,000m ³ 以上20,000m ³ 未満	7
	3,000m ³ 以上10,000m ³ 未満	5
(3) 搬入事業者	申請事業者（元請業者又は一次下請業者）	10
	申請事業者以外	3
(4) 搬出場所から搬入場所までの距離	50km以内	5
	60km以内	3
	60kmを超える	1
(5) 運搬経路に配置する交通整理員の数	2人以上	5
	1人	3
(6) 優先する搬入土	土質材料工学的小分類【SF】に類する材料	3
(7) 行政処分又は指導の有無	近隣市町に対し確認を行います。建設発生土請負契約の相手方として不相当と認められた場合は、申請を受理することはできません。	

(6) 審査結果

審査により、搬入事業者として選定した事業者に対して、様式6のとおり文書で通知します。併せて、搬入事業者として決定した事業者名を、吉川市ホームページにおいて掲載します。

(7) 契約の締結

搬入事業者として選定された者は、発生土の搬出場所ごとに建設発生土受入契約を締結します。

4 留意事項

(1) 提出書類の作成に係る経費は、すべて参加者の負担とします。

- (2) 提出書類は、一切返却しません。
- (3) 提出書類は、搬入事業者の選定以外の目的で使用又は公表はしません。ただし、吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号）の規定による請求に基づき公開する場合があります。
- (4) 提出書類について、内容の変更は、原則として認めません。
- (5) 提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合は、参加を無効とします。
- (6) 審査結果（選定の経過を含む。）に関するお問い合わせ及び異議の申立ては一切受け付けません。
- (7) 不選定の通知を受けた参加者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日（この日が吉川市の休日を定める条例（平成元年吉川町条例第21号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、この日後でこの日に最も近い休日に当たらない日）以内に、不選定の理由の説明を求める書面（A4版とし書式は任意とします。）を提出することができます。

提出方法は、郵送又は持参とします。なお、郵送の場合は提出期限必着とし、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの受付とします。

市は、当該通知を受理した日の翌日から起算して17日（この日が休日に当たる場合は、この日後でこの日に最も近い休日に当たらない日）以内に、当該説明を記載した説明書類を交付します。

- (8) 平成15年2月1日から「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例及び条例施行規則」が施行されました。埼玉県内に土砂のたい積を行おうとする（※土砂のたい積に係る区域の面積が3,000㎡以上）場合は、そのたい積を行おうとする場所の市町村を管轄する環境管理事務所長あてに許可の申請が必要となります。詳細については、埼玉県越谷環境事務所に問い合わせてください。